

「環境規制と企業行動 ―欧州 REACH 規則と RoHS 指令をケースとして―」

氏名 永里 賢治 所属 兵庫県立大学 国際商経学部

キーワード：環境規制、企業行動、リスクマネジメント、意思決定

## 1. 研究目的 (Objective or purpose)

本研究の目的は、環境規制と企業行動の関係について実例をもとに分析を行い、企業行動（特にリスクマネジメントや意思決定）に関する体系化や理論化に繋げることである。

ここでは欧州の化学物質規制である REACH 規則や RoHS 指令を取り上げ、当該規制の規制対象（候補）物質を製造している化学企業やユーザー（企業、最終消費者）の行動に関する分析を行うことで、その足掛かりとしたい。

## 2. リサーチ・クエスチョン (Research question)

環境規制、特に近年の欧州の化学物質規制では、ステークホルダー（EU 加盟国、欧州議会など）が規制候補物質を提案することが可能なシステム（REACH 規則、RoHS 指令）が採用されており、必ずしも化学物質の安全性をベースとした議論になっていないことがしばしば見受けられる。

よって本研究は「企業は不確実（予測困難）な環境規制にどの様に対応していけば良いのか？」をリサーチ・クエスチョンとする。

### 3. 研究デザインと方法論（Research design/methodology）

本研究では「環境規制に対する企業行動」というテーマについて、いくつかの視点（化学物質規制の変容、化学企業のリスクマネジメント、全体をマネジメント可能な意思決定手法）から分析を試みた。それぞれの視点で理論的検討（先行研究の整理）を行い、ケーススタディを実施した。

### 4. 発見事項（Findings）

欧州の新しい環境規制には「予防原則」という概念が適用されたことで、それが規制化を推し進める要因となっている。それを回避するために企業は、製品の上市前、上市後に関わらず、ステークホルダーに対するマネジメント（ex. 環境コミュニケーション）を実施することが必要不可欠である。

### 5. 経営管理上のインプリケーション（Managerial implications）

化学企業は、プロアクティブな対応（ステークホルダーに対して、自社製品の安全性に関わる十分な情報提供や相互理解に繋がるコミュニケーション）を継続的に実施していくことが重要である。

## 6. 限界 (limitations)

複数の研究分野からの視点であり、研究テーマ全体としては統一感がなく、  
深掘りもされていない（それぞれが単一事例での分析に過ぎない）

またそれぞれの研究分野においても、学術的（理論的）な貢献がほとんど  
なされていない。

## 7. 独自性と価値 (Originality/value)

実務的な視点から見ると、以下の点において多少の有用性（価値）はある  
かも知れない。

- ・ 欧州の新しい環境規制（REACH 規則、RoHS 指令）に「予防原則」という概念を導入した効果を明らかにした。
- ・ 新しい化学物質規制に関する企業の意思決定プロセスモデルの提案を行った。